

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月8日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1に次のように加える。

4 市長	霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成20年霧島市告示第31号）による小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
------	------------------------------------------------------------------------------------

別表2に次のように加える。

4 市長	霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成20年霧島市告示第31号）による小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務について個人番号の利用を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。